

## 田原市建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として、入札参加資格を有する者が工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 市長は、原則として設計金額が10億円を超えるもので、工事の規模、内容等を総合的に勘案の上、共同企業体で施行する工事を田原市入札審査会（以下「審査会」という。）に諮って決定するものとする。ただし、設計金額が10億円以下の場合でも審査会が選定し、市長が特に必要と認めた場合には、共同企業体による対象工事とすることができるものとする。

(構成員)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

2 共同企業体の構成員の資格及び組合せは、工事の規模、内容等を勘案のうえ、工事ごとに審査会に諮って定めるものとする。この場合において、当該資格及び組合せは、構成員のうち1者以上が市内に本店を有する有資格業者（以下「市内業者」という。）となるように定めなければならない。

3 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札の方法等)

第5条 対象工事は、原則として公示募集方式（入札参加資格等を公示し、一定の要件を満たす有資格業者間で結成した共同企業体を募るものをいう。以下同じ。）による競争入札とする。ただし、必要と認めるときは、代表者指名方式（共同企業体の代表者となるべき有資格業者を指名し、当該有資格業者と一定の要件を満たす有資格業者との間で結成した共同企業体を募るものをいう。以下同じ。）によることができる。

2 共同企業体の結成に当たっては、共同施工方式（国土交通省方式による甲型）によるものとする。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率の最小限度については、構成員の数、工事の規模等を勘案のうえ、工事ごとに審査会に諮って決定するものとする。

(入札の公告又は指名)

第7条 公示募集方式による入札を実施しようとするときは、対象工事の概要のほか、構成員の数、資格、組合せその他の共同企業体に係る要件を公告するものとする。

2 代表者指名方式による入札を実施しようとするときは、田原市工事入札

参加者の選定等に関する要領（以下「選定要領」という。）第7条に規定する業者数を満たす有資格業者を共同企業体の代表者として指名するものとする。

（入札参加申請）

第8条 共同企業体が入札に参加しようとするときは、次に掲げる書類を発注者が指定する日時までに提出しなければならない。

（1）共同企業体入札参加申請書（様式第1号） 1通

（2）共同企業体協定書（様式第2号） 1通

（3）委任状（様式第3号） 1通

2 前条第2項の規定により指名された有資格業者（第10条の規定により追加指名された有資格業者を含む。）が指定の日時までに前項の書類を提出しないときは、入札の参加を希望しないものとみなす。

（共同企業体の認定）

第9条 前条第1項の規定による入札参加申請があったときは、発注者は、内容を審査のうえ、共同企業体を認定し、書面によりその代表者に通知するものとする。

（追加指名）

第10条 代表者指名方式による入札の実施において、前条の規定による共同企業体の認定数が選定要領第7条に規定する業者数に満たないときは、他の有資格業者に対し第7条第2項の規定による指名を追加して行うことができる。

（資格の有効期間）

第11条 共同企業体としての有効期間は、入札の結果、落札した共同企業体にあつては、当該工事が完了し、最後支払いがなされ、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては、入札終了時までとする。

（解散後のかし担保責任）

第12条 共同企業体が、当該工事を完了し、解散した後において、当該工事にかしがあつた場合は、本市工事請負契約約款に従い、各構成員は共同連帯して、その責に任ずるものとする。

（調査）

第13条 発注者は、共同企業体の適正な運営を確保するため、施工体制及び運営状況について調査することができる。

2 前項の調査は、当該共同企業体にあらかじめ通知して実施するものとする。

（除外規定）

第14条 対象工事については、審査会で特に必要と認める場合を除いては、単体で施工可能な有資格業者と共同企業体との混合入札は行わないものとする。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、共同企業体制度の実施に関し必要な事項は、審査会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 田原市特別共同企業体取扱細則は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

共同企業体入札参加申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所

(ふ り が な)

共同企業体の名称

電話番号：

郵便番号：

代表構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記工事の一般競争入札に参加したいので入札参加資格の審査を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公 告 日 年 月 日

2 工 事 名

3 工事場所

4 添付書類 一般競争入札参加資格確認資料

様式第2号（第8条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）田原市発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当企業体は、 建設工事共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を愛知県 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称

住 所  
商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する者とする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（商号又は名称） %

（商号又は名称） %

(商号又は名称) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

様式第3号(第8条関係)

委 任 状

年 月 日

田 原 市 長 殿

委 任 者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

私は、貴市における 工事の特定建設工事共同企業体の入札参加に  
際しては、下記の者を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を  
委任します。

記

受任者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(注) 代表会社以外の構成員のみ作成すること。